

東京都内における体感イベント企画運営管理業務 企画提案説明書

平成29年10月12日

1、目的

鉄の道文化圏推進協議会（島根県安来市・奥出雲町・雲南市で構成）は、平成28年4月25日に日本遺産に認定された「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」を契機に、国内外からの観光客の増加をめざしている。

観光誘客につなげるため、認知度及び関心度を高めることが必要であり、国内外の観光客が集中する東京都内において、「出雲國たたら風土記」の旅を体感できるイベントを開催する。

2、委託業務の内容

(1) 業務名	東京都内における体感イベント企画運営管理業務
(2) 委託期間	契約締結日から平成30年3月12日まで
(3) 業務の内容	①イベント内容の企画 ②告知 ③イベント運営 ④業務管理 ⑤実施報告書の作成 【開催時期】平成29年11月下旬～平成30年2月中旬 【開催地域】東京都23区内

3、応募資格

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 島根県内に本店、支店または営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）
または、イベント開催予定地となる東京都内に本店、支店または営業所を有する法人であること。
- (3) 法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との規約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

4、募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴取して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	平成29年10月12日(木)～10月27日(金)
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)を平成29年10月20日(金)17:00までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式3)にて平成29年10月18日(水)正午までに持参またはFAXにより提出すること。
(4) 質疑の回答方法	回答は、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。なお、FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(5) 質疑の回答予定日	平成29年10月19日(木)
(6) 企画提案書提出期限	平成29年10月27日(金)17:00
(7) 提案者プレゼンテーション	実施しない
(8) 委託予定事業者の決定	平成29年11月初旬
○提出先及び問い合わせ先 鉄の道文化圏推進協議会 事務局(雲南市役所産業観光部観光振興課内) 担当: 渡部、鈴木 〒699-1392 雲南市木次町里方521-1(雲南市役所4階) 電話: 0854-40-1054 FAX: 0854-40-1059	

5、企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・企画提案書の書式は自由とする。
----------	------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。)
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計4部提出すること。 ・平成29年10月27日(金)17:00までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書を1部提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ④虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、提出者の負担とする。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、当協議会により内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6、審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ①イベントの企画意図及び内容 <ul style="list-style-type: none"> 当圏域への誘客促進という目的を達成するための意図が伝わる内容か。また、その内容は十分に練られているか。

	<p>②行動の喚起 当圏域への来訪意欲を高める内容であるか。</p> <p>③発信性 最適なメディアを活用して、効果的かつ必要十分な事前告知の計画を立てているか。また、質の高い口コミやパブリシティ等による情報発信を喚起する内容であるか。</p> <p>・委託金額 費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。)</p> <p>・企業に対する評価 ①運営体制：実施運営体制が整っているか。 ②実績：類似の事業の実績内容。</p>
(3) 応募者への採否通知	平成29年11月初旬までに、提案者全員に通知する。

7、委託内容等

(1) 委託期間	契約締結日から平成30年3月12日
(2) 委託料上限額	6,480千円(消費税及び地方消費税を含む)
(3) 契約方法	受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
(4) 委託料の支払	原則として精算払いとする。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 著作権等	<p>本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、当協議会及び受託者に帰属するものとする。</p> <p>本業務における制作物や受託者による撮影写真等は、当協議会及び当協議会構成市町(安来市、奥出雲町、雲南市)等、当協議会が許可した者が運営するウェブサイト及び紙媒体等において二次使用が可能とする。</p>
(7) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を順守すること。
(8) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。